

2019 軽検経第 233 号

令和元年 5 月 30 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

事業部長 殿

軽自動車検査協会経営企画部

経営企画部長

当協会の宮城管内事務所構内における死亡事故について（依頼）

平素より当協会の検査業務にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。
今般、当協会事務所構内において、自動車と歩行者が接触し歩行者が死亡する事故が発生しました。

事故の状況は別紙のとおりですが、駐車スペース外に一時駐車させ、受け付け窓口に向かっていて被害者に、構内出口に向かって走行していた軽自動車が接触したものです。

また、今年度に入りアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故も多発しておりますので、なお一層の事故防止に向け注意喚起を行って参ります。

つきましては、当協会を利用する貴会傘下会員の皆様に事故防止について周知していただきたくご協力をお願いいたします。

【31年度発生した4件の事故概要】

- 1 件目（4月12日発生、駐車場でユーザーによる事故）
【概要】検査終了後、駐車場へ車両を停車しようとした際、踏み間違いによりスロープ手すりに衝突したもの。
- 2 件目（5月9日発生、検査コースで代行業者による事故）
【概要】BSH テスタへ車両を乗り入れる際、踏み間違いにより前方ドライブオンリフト支柱へ衝突したもの。
- 3 件目（5月15日発生、検査コースで認証業者による事故）
【概要】ABSH テスタ上で待機中の車両が前方へ進入する際、踏み間違いにより前方車両に衝突し、衝突後も気持ちが動転しアクセルペダルを踏んだまま、ペダルを離すことが出来なかったとのこと。
- 4 件目（5月20日発生、検査待機レーンで代行業者による事故）
【概要】待機レーン最後尾に並ぶ際、踏み間違いにより前方車両に衝突したものの。

軽自動車検査協会構内で発生した死亡事故概要

1. 発生日時 平成31年4月26日（金）午前10時頃
2. 発生場所 宮城管内事務所 構内 検査待機コース入り口付近
3. 当事者 被害、加害者ともに整備事業者
4. 被害状況 搬送先の病院で翌日死亡
5. 事故状況 被害者は、検査のため来所し検査待機コース付近に受検車両を一時停車させ、検査受付けのために窓口へ向かっていたところ、構内から退出しようとして出口に向かって走行してきた軽自動車と出会頭に接触したものの。



構内徐行にご協力ください！

平成31年4月26日、軽自動車検査協会
構内駐車場において歩行者と自動車が接触した
ことによる死亡事故が発生しました。

事業者様へのお願い

当協会利用時の車両運行に際して、これまで以上に歩行者等に
注意し徐行運転に努めていただきますようお願いいたします。

駐車スペース以外の駐車に関しても、思わぬ事故の原因となり
ますので控えていただくようお願いいたします。

また今年度に入りアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故
が4件発生しております。細心の注意を払って運転していただ
きますよう、かさねてお願いいたします。



IV. お知らせコーナー

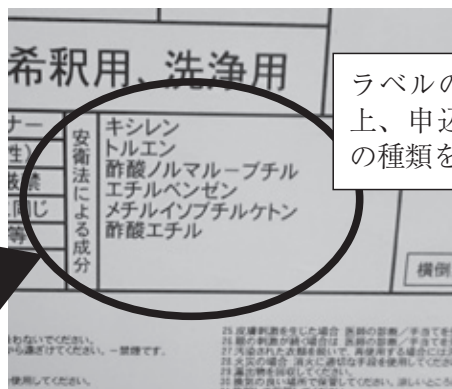
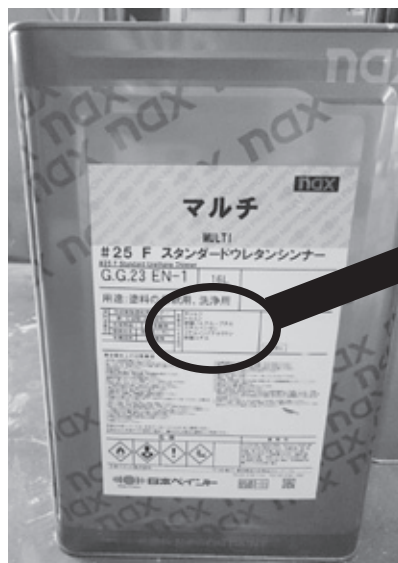
2019年度第1回 有機溶剤・特定化学物質取扱業務従事者の出張健診のご案内

労働安全衛生法で、事業者は、有機溶剤業務に常時従事する労働者に対し、雇い入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後6ヶ月以内ごとに、健康診断を行わなければならないと規定されております。今般、次ページの日程で実施いたしますので、別紙の有機溶剤健康診断受診申込書によりお申し込みください。

なお、この健康診断は対象となる物質の増加により、事前申し込み制とさせていただきます。事業場で使用している塗料、シンナー、パテのほか、エアゾール製品などの周辺塗料といった有機溶剤等の成分をご確認の上、申込書にご記入ください。

※ 事前にお申し込みが無いと受診できない場合もありますので、ご注意ください。

《ラベルの表示例》



ラベルの表示をご確認の上、申込書に有機溶剤等の種類をご記入ください。

《申込書の記載例》

《使用する溶剤の情報》 ↓↓ 該当する溶剤に、○印をしてください ↓↓

<input type="checkbox"/> トルエン	<input type="checkbox"/> エチルベンゼン	<input type="checkbox"/> スチレン	<input checked="" type="checkbox"/> メチルイソブチルケトン	<input type="checkbox"/> ナフタレン	<input type="checkbox"/> キシレン
-------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	---	--------------------------------	-------------------------------

《有機溶剤健康診断に関するお問い合わせ先》

(一社) 愛媛県自動車整備振興会 / 指導課

TEL 089-956-2181

愛媛県自動車車体整備協同組合

TEL 089-957-8740

1. 日時、場所

対象地区	受診日	受診時間	健診会場
今治地区	令和元年 8月9日(金)	8:50~9:50	今治市市民会館2階 (今治市別宮町一丁目4番地1)
新居浜地区	9月5日(木)	14:30~15:30	東予自動車会館 (新居浜市本郷3丁目5番35号)
西予地区	9月6日(金)	8:30~10:00	宇和文化会館1階 (西予市宇和町卯之町三丁目444番地)
西条地区	9月10日(火)	9:30~10:30	西条市総合福祉センターB棟3階 (西条市神拝甲324番地2)
中予地区	9月11日(水)	9:30~11:30 13:00~15:00	愛媛県自動車会館2階 (松山市森松町1075番地2)

※ 上記の日程内で受診が難しい方は診療所での定価受診となります。

愛媛県総合保健協会診療所までお問い合わせください。

お問い合わせ先 電話番号：089-987-8202

2. 出張健診で検査する対象物質

トルエン、エチルベンゼン、スチレン、メチルイソブチルケトン、ナフタレン
キシレン

3. 健診料 次ページの料金表をご確認ください。

4. 個人票、結果報告書等の用紙が無料で準備されます。

5. 事業主に課せられている労働基準監督署への受診結果報告を、取り纏めて行っています。**労働保険番号がわからない場合は、自社で労働基準監督署へ報告する必要がありますので、労働保険番号のご準備をお願いします。**

※ 健診会場が油や泥で汚れる場合がありますので、作業靴は履き替えてお越しく下さい。

※ 持参するもの

① 個人票 (お持ちの方は必ずご持参ください。)

② 事業所ゴム印 (住所、事業所名、代表者名の入ったもの)

③ 印鑑 (個人事業者の方：代表者の認印、法人事業者の方：社印)

捺印のないものは受診後郵送されますので、捺印して返送していただく必要があります。

④ 労働保険番号 (メモしてきてください。)

料金表

(16ページの巡回日程で受診される場合)

問診 診察等	+	トルエン エチルベンゼン スチレン メチルイソブチルケトン ナフタレン の内、何れか該当する場合	=	7,700円
-----------	---	---	---	--------

問診 診察等	+	トルエン エチルベンゼン スチレン メチルイソブチルケトン ナフタレン の内、何れか該当する場合	+	キシレン	=	10,400円
-----------	---	---	---	------	---	---------

問診 診察等	+	キシレン	=	5,200円
-----------	---	------	---	--------

注1. 愛媛県総合保健協会・診療所で受診される場合は、検査項目ごとに料金単価が異なりますので、詳細は診療所までお問い合わせください。

お問い合わせ先電話番号：089-987-8202

注2. 振興会会員の皆様には、受診者1名当たり3,000円の補助があります。補助額を差し引いた金額を、健診会場でお支払いください。

注3. 事業場独自に標記健診を受診した場合も補助対象となります。領収証及び診察の明細表を振興会・総務課までお届けください。

振興会FAX番号：089-956-2188

(予告) 10月1日以降に受診される場合は、消費税増税に伴い、健診料が変更される予定です。

…… 2019年度 第1回 有機溶剤健康診断受診申込書 ……

申し込み締め切り 今 治 会 場：7月26日 (金)

その他の会場：8月16日 (金)

《事業場の情報》

認 証 番 号	事 業 場 名	希 望 す る 会 場
70-		

《使用する溶剤の情報》 ↓↓ 該当する溶剤に、○印をしてください ↓↓

トルエン	エチルベンゼン	スチレン	メチルイソブチルケトン	ナフタレン	キシレン

《受診される方の情報》

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別
()		男 ・ 女
()		男 ・ 女
()		男 ・ 女
()		男 ・ 女
()		男 ・ 女

• ご記入いただいた個人情報は、(公財) 愛媛県総合保健協会への健康診断の申し込みを目的として適切に取り扱います。

• この申込書は、健診の日まで保管しておいてください。

未認証事業者に係る情報収集・調査を実施します

国土交通省では、未認証事業者の排除に向けた取り組みの一環として、情報収集・調査等の一層の強化を図り、未認証防止対策を推進しております。7月は強化月間となっており、当会としましても同様に取り組んで参ります。

次ページに、分解整備となる作業の一例をご紹介します。認証を受けていない事業者が実施した場合は法律に抵触しますので、お近くに未認証行為を実施している事業場がありましたら、このページをコピーして振興会／指導課までFAXしてください。

なお、情報を提供していただいた方には、国土交通省から調査結果の概要を連絡することとしております。

..... 未認証行為に関する情報提供用紙

振興会／指導課 行き FAX：089-956-2188

情報提供年月日	年 月 日
未認証行為実施事業者の氏名又は名称	
所在地	
電話番号	
実施状況	1. エンジンを取り外して行う整備 2. アクスル、サスペンション等を取り外して行う整備 3. ブレーキドラム、ブレーキキャリパ等を取り外して行う整備 4. その他 ()
実施頻度	1. 毎日 2. 週に1～2回 3. 月に数回
営業形態	1. 車検代行業 2. ガソリンスタンド 3. 中古車販売業 4. 板金・塗装業 5. その他 ()
備考	

(情報提供者)

認証番号		電話番号	
事業場名			

匿名希望の場合は、記入しなくても結構です。

分解整備となる
主な作業例

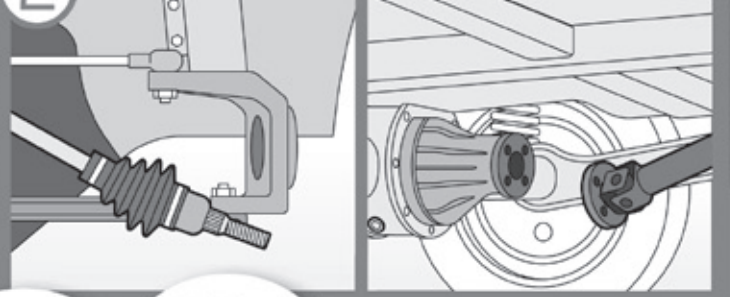
1

原動機（エンジン脱着）



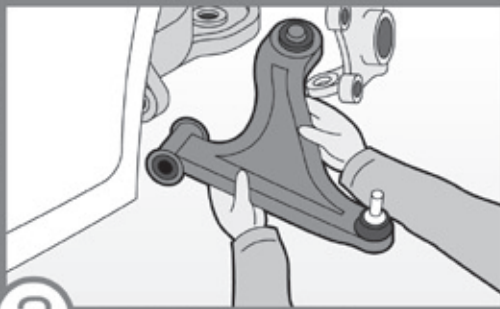
2

動力伝達装置（ドライブシャフト、プロペラシャフト脱着）



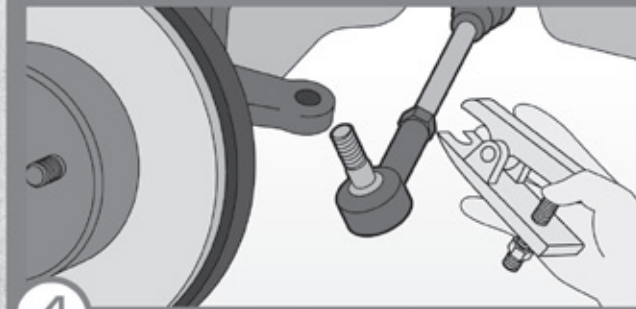
未認証行為は、7月 未認証防止 対策強化 月間 法律違反です!!

分解整備を行う場合は、認証を取得しましょう。



3

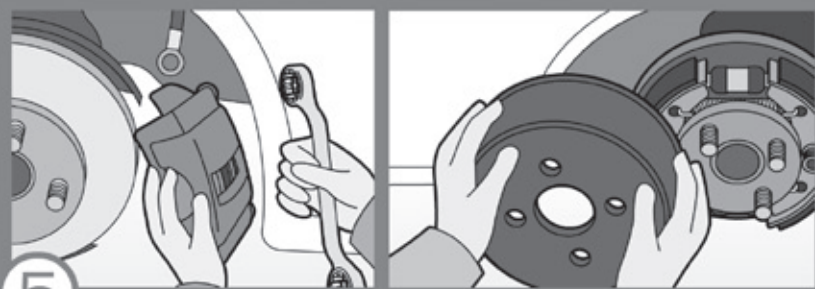
走行装置（ロアアーム脱着）



4

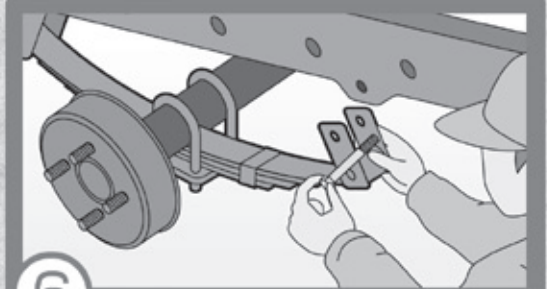
かじ取り装置（タイロッドエンド脱着）

分解整備となる
主な作業例



5

制動装置（ディスクキャリパ、ブレーキドラムの取り外し）



6

緩衝装置（リーフスプリング脱着）



未認証行為は、道路運送車両法違反となります。

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに、業として自動車の分解整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

●道路運送車両法

第七十八条（認証）

自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

第九十九条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。（九）第七十八条第一項の規定による認証を受けずに自動車分解整備事業を営んだ者

『職場体験学習』の受け入れにご協力ください

整備士不足が問題視される昨今、子供たちに自動車に興味を持ってもらい、その興味を持続させることが重要です。会員の皆様の事業場で整備士の仕事を体験してもらい、少しでも自動車に興味を持ってもらえるよう、自動車整備士が子供たちの進路の選択肢となるよう、『職場体験学習』の受け入れにご協力ください。

1. 受け入れが決まったら

振興会から、人数分の記念品をご用意いたしますので、実施予定日及び受け入れ人数のご報告をお願いいたします。

2. 職場体験学習が終わったら

○ 作業内容

実施した作業内容を、できるだけ具体的に記入してください。

○ 学生の感想など

体験してみた感想など、学生からの主な意見を記入してください。

○ 指導者の方から学生に一言！

指導された方から学生に贈る言葉があれば、ご記入ください。

また、作業中に撮影された写真がありましたら、情報誌やホームページで使用していいかご確認の上、振興会までお送りください。



職場体験受入計画書 兼 実施報告書

ブロック _____

事業場名 _____

ご担当者様 _____

1. 実施予定

実施予定日	令和 年 月 日 から
	令和 年 月 日 の 日間
依頼のあった学校名 及び受入人数	学校名 _____ 人

2. 実施結果

作業内容	(実施した作業内容を、できるだけ具体的に記入してください。)
学生の感想など	
指導者の方から学生に 一言！	

- 学校及び体験した生徒から、作業中の写真の公開をご了解いただいた場合は、振興会・指導課の下記メールアドレスまで、写真のご提供をお願いします。

写真の掲載可否	情 報 誌	ホームページ
	可 ・ 否	可 ・ 否

写真データの送信先：振興会・指導課 sidou@easpa.jp

(メールの件名を、『〇月〇日 職場体験』として送信してください。)

ご協力、ありがとうございました。

『お知らせメール』をご存じですか？

振興会事務局では、『お知らせメール』にご登録いただいた会員の皆さんに、随時情報発信を行っています。ご登録いただきますと、**研修などの日程**やイベントのご案内等、ホームページに情報を公開した際に、メールでお知らせします。**情報誌より早く**情報を得ることができますので、是非ご登録ください。

以下に、登録の方法をご説明します。

↓ TOPページ ↓



① 『てんけんJr.』のバナーをクリックしてください。



↓ 『お知らせメール登録』のページ↓

↓ 登録フォーム ↓



② 『お知らせメールに登録する』のボタンをクリックしてください。



③ 『メールアドレス』
『お名前』
『認証番号（4桁で）』
『事業場名』
『支部名』 をご記入の上、
『登録』をクリックしてください。

ここまでの操作は、**仮登録**となります。

仮登録されたメールアドレスにメールが自動返信されますので、受信したメールに記載されているURLをクリックしていただきましたら、**本登録**が完了します。次回からお知らせメールを配信します。

なお受信拒否設定等されている場合は、『@easpa.jp』を受信許可にしてください。

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例のご紹介

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例（苦情・問い合わせ含む）のうち、今月は、10件を掲載いたします。

Case 1 新車で販売した車両のナックルが走行中に損傷した

平成31年1月10日 山形県 事業者

車名：軽自動車 登録年月：平成28年9月

走行距離：30,000km

【相談】

平成28年9月、当社（T自動車）がメーカー系列ディーラーから新車を仕入れ販売した。

平成30年12月20日頃、ユーザーから走行中に左前輪がパンクして走行不能になったとの連絡があり当社が出張にて確認したところ、パンクではなく左側前輪部のナックルが折損している状態であった。ユーザーの話では、40km/h程度で走行中、交差点の手前で突然大きな音と衝撃が発生し、車両の左側前部が沈んだ状態になった。車両は惰性で交差点を通過し停止した。車両を当該ディーラー整備工場に搬入して診断（サービス本部の担当者が立ち合い）をしてもらったところ、外的な何らかの衝撃により当該部品にひびが入り、走行中に折損したのではないかとと思われるとの説明があった。従って、補修（約40万円）についてはユーザーの負担になる旨の説明が併せてあった。ユーザーは、車両を脱輪させたことや縁石に乗り上げたこともないのに、突然折損したことに不信感を覚えている。メーカー等で当該部品に強度等の問題がなかったかなどの調査を行って貰い、折損した原因が何なのかをきちんと探求して貰いたいと言っているが、当社がその旨をディーラー整備工場の担当者に申し入れても適切に対応してくれない。振興会から適切に対応してくれるように指導して貰えないか。

【対応】

当会から、ディーラーのサービス本部責任者に対し、

これまでの経緯と判断した根拠等について照会をすることにした。1月11日、ディーラーのサービス本部責任者へ確認。これまでの経緯については概ね相談内容のとおり。当社からはお客様に対して直接説明を行っているが、具体的な対応等については拠店の担当者に確認の上、報告させていただきたいとのこと。同日、ディーラーのサービス本部責任者から以下のとおり報告を受けた。本日、拠店長及び工場長がT自動車社長（相談者）に対して、損傷した部品をメーカーに送付し原因解析を行うこととした旨、説明を行ったとのこと。（※損傷した部品はメーカーの技術担当者も確認している。なお、部品は来週にメーカーに送付予定）同日、T自動車社長に対し上記について報告した。

Case 2 埃の浮いたジョッキで冷却水を補充されそうになった

平成31年2月5日 兵庫県 男性

車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

走行中冷却水の警告灯が点灯したので、ガソリンスタンドへ立ち寄り冷却水の補充を依頼した。すると、埃の浮いている汚れたジョッキを使い水を補充しようとしたので指摘したら、整備担当者に「大丈夫」と言われたが、補充を断りガソリンスタンドを後にした。こんないい加減な店舗は社会的な処分を受けなければいけないと思うが、どのようにすれば良いか？という問い合わせ。

【対応】

相談者には、まずは聞かなければいけない『認証の有無』を確認した。すると、それはわからないが給油

がメインの大手石油会社ガソリンスタンドで、整備ができる作業場はかなり小さいとのことであった。店舗名や所在地を聞いたが、後で教えるとのこと。違和感があったので、当会の会員工場でなければ事業場へ話を聞くこともできないし、技術的なことや応対などの質問を受けて、それに対してアドバイスをすることしかできないと伝えた。この件で相談者は確かに不快な思いもしたであろうし、冷却水の警告灯が点灯したのであれば対応が遅ればオーバーヒートの可能性もあるかもしれないが、整備上の問い合わせよりも処分・処罰のことばかりを言う。それならばその事業者や事業場に苦情を申し入れたかと聞くと、すでに本社へ連絡をして本部の担当者からの謝罪があり、更に事業場の店長からも謝罪を受けているとのこと。それではこれ以上何を求めているのかと聞くと、社会的な処分をどこかにして貰いたいと言う。今回の場合は、実際には相談者が断ったので冷却水の補充もされておらず整備上の瑕疵にもならない。この状況では、少なくとも整備工場（実際には整備工場か不明のまま）としての行政処分はできないのではないかと伝えた。「これ以上の何かを求めるのであれば、ご自身で事業者に掛け合っていくか、弁護士に相談してみてもは」と言うと、消費者センターも何もしてくれないと色々と言い出した。もちろん振興会も何もできないので、速やかに電話を切った。

Case 3 見積りのないまま修理された

平成31年2月18日 秋田県 男性

車名：乗用車 登録年月：平成24年

走行距離：70,000km

【相談】

1月21日、一般道走行中にエンストを起こした。車はディーゼルエンジン車で、セルモーターは回るが再始動はできない。購入したA中古車販売店の工場（会員工場）に連絡し引き取りを依頼したが、A工場では修理対応することができないとのこと、Bディーラーに搬入をお願いし対応して貰うこととした。当方としては修理にいくら位かかるか分からないため、先

に概算見積りを出して貰ってから、修理するかどうか決めたかったが、それから2週間ほどしてBディーラーより電話があり、「修理は完了した。請求額は22万円です」との連絡があった。見積書の提示及び整備内容の説明がないまま作業に着手され、たいへん憤慨しているし納得がいかない。当該自動車メーカーの相談室や消費者センターにも電話したが、らちが明かない状況にある。どうしたら良いのか、という相談内容であった。

【対応】

Bディーラーのサービス担当者に電話を入れ内容を確認してみた。入庫受付時、相談者より先に見積りが欲しいとの意向は聞いていたが、営業担当者と整備担当者とのやり取りに行き違いがあり、相談者から了承を得ないまま作業が進んでしまったようである。また、部品を取り換えてみないと良否の判断がつかない部分もあったので、関係部品を交換しながら作業を進めた。その都度了解は得ていなかった、とのことであった。Bディーラーには、入庫時からの作業の進め方等について説明不足等不備があったものと思われるので、再度相談者に納得のいく説明をしていただくようお願いした。当会から相談者に対し、Bディーラー側に説明不足の感があるので再度納得のいく説明及び対応をして貰うようお願いした旨を連絡した。その後、当該車両を販売したA工場より連絡があり、「ユーザーにはまだ不信感があるようだが、Bディーラーの今回の対応としてユーザーへの請求は部品代のみ負担していただくこととなり、無事解決しました」との報告があった。なお、相談者からの連絡は入っていない。

Case 4 車検や板金修理に出す度にガソリンを抜かれている気がする

平成31年2月20日 茨城県 女性

車名：乗用車 登録年月：平成17年

走行距離：不明

【相談】

昔から付き合いのある認証工場（当会会員工場）に

夫婦で、車検、板金等を依頼しているが、いつもガソリンが抜かれている気がする。先方に訊ねると、否定も肯定もしない。ガソリンを抜くことができるのか？

【対応】

今の車は簡単にガソリンを抜いたり出来ないこと、また指定工場と認証工場の違いを説明した。認証工場なので、検査を車検場で実施する為、往復のガソリンが消費されることを説明したが納得して貰えない。当相談所として、整備工場へ相談内容を伝えた上で、工場側の見解を確認することを伝えたところ、そこまでは望んでないということで相談終了となった。その後連絡なし。

Case 5 これ以上対応できないので車を引き取って欲しいと言われている

平成31年3月6日 徳島県 男性（他県在住）

車名：輸入車 登録年月：平成17年

走行距離：60,000km

【相談】

平成30年7月、タカタ製エアバッグのリコール改修の為、徳島のディーラーへ車検と共に依頼したが（相談者は他県在住）、車検終了時から車検前にはなかったバックセンサーやヘッドライトの不具合などが発生した。ディーラーに連絡を入れ再度点検整備をして貰ったが、完全には直らなかったため、諦めてそのまま乗っていた。11月28日、今度はオイルチェックランプが走行中に点灯した。そのまま走行するのは危険と感じたので、自分の保険を使い、徳島までレッカー移動しディーラーで見て貰ったが、すぐには原因が特定できなかったため車両を再度預けた。後日、オイル交換をしたらチェックランプは消えたという連絡があったので12月15日に車を引き取りに行ったが、数日後にまたオイルチェックランプが点灯したため12月24日に車を引き取りに来て貰った。平成31年2月10日、修理が完了したとのことで納車をして貰ったが、翌日から今度はエンジンチェックランプが点灯し、走行中にエンジンが止まる症状が出て、まともに走行することが

できなくなった。なお、今回納車された時点では、なぜかバックセンサーやヘッドライト関係の不具合は直っていた。ディーラーに再度連絡し修理を依頼したが、3月に入り「当社ではこれ以上の対応はできないので、車を引き取りに来てください」と言われ困惑している。

【対応】

ディーラーに電話をし、整備担当者に今までの経緯を確認した。平成30年7月にエアバッグのリコール改修と車検を受託し、8月に納車した。その後、11月28日にオイル警告灯が点滅するという症状が出たとの報告があったので、工場に車両を入庫して貰い診断機にかけたところ、粘度劣化とヒューズボックスにあるフロントコントロールモジュール（FCM）という結果が出た。FCMの交換については費用が12万円ほどかなり高額な為、相談者の要望もあり、この時はオイル交換のみを実施したところ警告灯は消えたので、そのまま自走で帰って貰った。12月15日に再度警告灯が点灯したということで、12月24日に車両を県外の相談者の所まで引き取りに行った。工場で診断機にかけたところ再度FCMという結果が出た為、FCMを交換したところ、エンジンチェックランプが消灯したことを確認した。この時、相談者から電子スロットルを装着したいとの要望があったので、不具合が出る可能性を了承して貰った上で取り付けを行い、他の整備士とともに問題のないことを確認の上、2月10日に納車した。FCMは各装置への配電盤、回路保護的な役割を担っており、これが悪くなると、各ユニットの通信エラーによる各種警告ランプ類の点灯や、ランプ類の点灯不良が発生する。今回の一連のトラブルはこれが原因であり、平成30年8月に行った車検整備が原因ではないということであった。なお、FCM交換後にエンジンがストールしたということで現在車両が入庫中であるが、これは電子スロットルに交換した後、エンジンに高負荷をかけるような走行をした時に発生する不具合であるということが判明した為、これを純正スロットルに戻し、現状としては正常であるとのことであった。以上のことを相談者に説明したが、納得して貰えずディーラー側も困っているとのことであった。後日、

以上の聴取内容を相談者に伝え、車両を引き取っていただくようお願いをした。もし、不具合等があればまた連絡して欲しいと伝えたが、その後は連絡無し。

Case 6 中古車購入後2,000kmでブレーキに引きずりがあるのはおかしい

平成31年3月14日 埼玉県 男性

車名：乗用車 登録年月：不明

走行距離：39,000km

【相談】

昨年11月、県内のK社で中古車を購入し（走行距離39,000km）、翌月の12月に納車された。年明けの1月末で車検が切れるため、他県のガソリンスタンドE社（認証工場）に車検の概算見積りを依頼した。その時、左前ブレーキに若干の引きずりがあると指摘されたのでE社にてブレーキ修理を実施した（概算見積り有）。修理時の走行距離は40,800kmで、ブレーキ修理代には約11万円かかった。その10日後にE社にて車検整備を実施した。走行距離は41,000kmであった。K社で購入してから2,000km弱しか乗っていないのにブレーキに引きずりがあるのはおかしいので、『点検を実施していないのでは?』と不審に思い購入先（K社）へ連絡をしたが、納車前の点検はしっかりと実施している（記録簿有）との回答であった。また、ガソリンスタンド（E社）で診断して実際の作業まで行われていたので、K社では保証はできないと断られたため振興会へ連絡をしてきた。

【対応】

早速、K社に話を聞くと、納車前点検は外注先の修理工場S社（認証工場）に出しているとのことであった。外注先の修理工場（S社）とガソリンスタンド（E社）双方に入庫時の車両状況を伺ったところ、外注先の修理工場（S社）はK社からの指示通りの内容を実施し、異常はなく（記録簿発行）引きずり等もなかったと主張。一方、ガソリンスタンド（E社）の方もテスターにかけるほどではないが若干の引きずりがあった為おすすめし、概算見積書を提示し了解を得たと主

張している。この時点で双方共に否はなく、E社に關しては契約が成立している。相談者に振興会の立ち位置を説明した上で上記のことを伝え、相談者は以下の2点を主張した。

- ① S社が点検を実施して引きずりがあるということは、記録簿だけ発行したか、それとも見落としなのではないのか？
- ② 購入先のK社が保証してくれないのであれば、点検を実施した外注先の修理工場（S社）にガソリンスタンド（E社）で実施したブレーキ修理代と迷惑料を請求したい。当方から、「あくまでもK社との中古車購入契約なので、それは難しい」と伝え、相談者は「振興会で解決できないのであれば、運輸支局に話をする」と言って、電話を切られた。その後、運輸支局へ相談に行ったどうかについてはわからない。

Case 7 車検後にホイールキャップが付いていなかった

平成31年3月18日 大阪府 男性（JAF）

車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

JAFからの相談。お客様から以下のような相談があった。先日、用品量販店で車検をして貰ったらホイールキャップが付いてなかったので聞くと、「ツメが折れて走行中に外れると危ないので付けていません」と説明された。今まで自分で脱着したことがなかった。残りのキャップを引っ張ったら簡単に外れてしまい、よく見るとどれも所々ツメが折れていた。前回キャップを脱着したのは2年前の車検で、同じくこの店舗であったことを思い出した。「前回も今回もおたくの店で車検したのだから、この店でツメを折ったとしか考えられない。今回私はホイールキャップを2年間外すことなく入庫した。整備時にツメを折ったのでキャップを付けることができなくなっているし、指一本で簡単に外れてしまうようになった」と苦情を言ったら、「経年劣化で外す時に折れることは仕方ない」というような説明をされた。納得できないとのことで、当団

体に問い合わせがあった。「どうしても、樹脂製ですので長く使っていると気を付けて外してもツメが折れることはありますし、キャップを外さないとタイヤも外せないの仕方ないのかもしれませんが」と答えたところ、「どこか別の相談窓口は無いのか」と言われたので、一度電話を切って振興会に電話した。

【対応】

振興会の立ち位置を説明した。「こちらに電話していただいても話はお聞きますが、結局はお客様と店舗との話し合いになります。今、あなたが説明されたことと同じような内容の説明と、店舗がホイールキャップを外す時にそれなりの気遣いをしたのかどうか、ツメを折ってしまいそうならお客様に連絡を取って承諾を貰うプロの気遣いが有ったか無かったか等を直接確認したいと思います。お客様がガス抜きを必要としているなら振興会の電話番号をお伝えしてください。電話を頂いたら店舗にその時の対応やお客様への説明のことなどを事実確認して、店舗からお客様に電話を入れて貰うようお願いすることぐらいはさせていただきます」と言って、電話を切った。相談者から再度入電。「お客様に電話して振興会の存在をご説明し店舗に事実確認の電話を入れてくれることを説明したら、再びお店でのことを話し出し聞いているとガスが抜けたのか『もうええ、店舗ともう少し話をする』と言って相談は終わりました」との報告があった。

Case 8 納車後、ドアに傷を発見した

平成31年3月19日 長野県 男性

車名：SUV 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

平成30年9月18日、正規取扱いディーラーでリコール作業を実施。作業が済むまで同社で待機。作業終了後、洗車及び車内清掃がされていなかったため、自分で3kmほど離れたガソリンスタンドで洗車機により洗車したところ、ドアにドライバーの先が当たったような1mmに満たない傷を発見。同社にクレームを入れるが、「やっていない」と非を認めないためディーラー

の本社に連絡したが、誠意ある対応がされない。半年期間が空いたが、振興会に相談を入れた。入・出庫時、整備工場側と外観のチェックはしていない。

【対応】

＜ディーラーへの確認結果＞

以前からクレマー的なお客様で対応に苦慮している。今回の件で、自動車メーカー、当社の本社、運輸支局、保険会社等、ありとあらゆるところへ相談を入れている。相手にされないのが振興会に相談したと思われる。普通のお客様であれば、傷を発見した時点でそのままクレームを付けると思うが、相談者は自分でタッチアップを行った後クレームを付けてきた。当社の社員は、自分でミスをした場合は必ず申し出る者ばかりであり、社員を信頼している。ただし、入・出庫時外観のチェックを怠ったのは当社のミス、今後気を付けたい。

＜相談者への対応＞

入・出庫時、外観のチェックをしなかったのはディーラーの手落ちかもしれないが、後で傷が発覚しても整備工場に受け入れて貰えないことがある。外観チェック等整備工場側が行わなければ、自分から申し出るのも一つの方法と説明。その後、連絡なし。

Case 9 整備を依頼したら、とんでもない状態で戻って来た

平成31年3月19日 鹿児島県 男性

車名：輸入車 登録年月：平成21年

走行距離：約100,000km

【相談】

新車から乗り続けている車だが、経年劣化による不具合が心配な為、正規販売店に不具合箇所があれば徹底的に整備して欲しいと依頼した。ところが、1ヶ月程預けて納車された車両は、異音がしたり、修理・交換した部品の取り付けがしっかり行われずに走行不能になったりと、とんでもない状態だった。再修理を求めると、販売店はミスを認めた上で謝罪し無償にて再修理に応じてくれたが、再び1ヶ月以上預けたにも関

ならず、納車された車両は、また取り付けにミスがあり再々修理となった。当方は現在の車に愛着があり、ただ安心して乗れる状態にして欲しいだけなのに、この整備はあまりにもひどいのではないか。

【対応】

暫く話を聞いていたが、相談者は修理費用を値切ったりすることはなく、ただ今の車に安心して長く乗り続けたいだけのようで、修理をした販売店に対し指導や注意をして貰える機関を求めていることがわかった。当会の立ち位置等を説明すると、やはり間を取り持って貰うだけでは不十分と感じたようで、「長時間、話につきあって貰っただけになってしまいましたね。すみませんでした」と言って、電話を切った。

Case 10 ナビとバックカメラの取付工賃が高すぎる

平成31年3月26日 大阪府 男性

車名：軽自動車 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

日頃からお世話になっているディーラーで娘の軽自動車（他メーカー製）にナビゲーションを付けたくて担当セールスに相談に行った。ショールームに手頃なナビが展示されバックカメラの設定もありほぼこれに決めようとして価格を聞くと、ナビの取付工賃が2万1,600円、バックカメラの取付工賃が1万800円、延長コードの追加で部品代が〇〇円。ナビ本体は高くはないが、取付工賃が本体代の半分というのは工賃が高すぎるのではないか。ナビのパフレットにも取付工賃が別途必要との説明がされていない。ナビとカメラを同時に取り付けでも割引がないとの説明だった。不親切に思ってメーカーのお客室相談室に電話したら、「その件は販売店と話をしてください。メーカーは関係ありません。先程から何度も言ってるでしょ！」と逆ギレされた。その他の言葉遣いも悪く『これでも世界の大メーカーか』と思った。ディーラー本社にも店舗のこととかメーカーの客相の話をしたら、「確認を取っ

て明日にでも電話します」と言ったのに掛かってこない。何処に相談したらいいかと思いネット検索をしたら、振興会のことを知った。メーカーとディーラー本社に文句を言って欲しくて電話した。

【対応】

振興会の立ち位置を説明した。次に、料金のことには関与できないこと、ディーラー本社に事実確認し店舗の方か本社から相談者に電話するように要請はできるが強制はできないことを説明したところ、「それでいい」とのことで一旦電話を切った。ディーラー本社の客相に事実確認の電話をした。「大筋はお客様の言われた通りでしたが、ナビのパフレットには『作業工賃につきましては販売店独自設定となります。販売店に問い合わせしてください』と明記されています。担当スタッフは見積書を発行して商談をしましたが、良くなかったことは『工賃は会社で決まっている』と言うのではなく工賃の詳細な説明が必要であったと思います。私がお客様と電話で話しましたが、商談中の金額的なことなので『本社からは返事はしません。店舗から返事します』と言いました。ところが、『本社から電話しろ！』と一方的に言いたいことだけ言って、電話を切られました。店舗に問い合わせたら、総額8万円超えの金額を『込み込み5万円で付けろ！』と強い口調で言われたのでお断りしたところ、すぐにメーカーのお客室相談室に電話をされて『工賃が高すぎる』と同じような話をされたようです。しかし、『メーカーでは工賃を決めていないので販売店とお話ししてください。メーカーからはご返事するようなことは致しません』と言うと、『ディーラー本社に電話して、金額がいくらになったかをメーカーから電話してこい』とメーカーの話も聞かずに電話を切られたとのことでした。本日、店舗の店長にお客様のことで電話をするつもりだったので、振興会からの電話のこともお伝えし店舗からお客様に電話するように伝えます」と言って、電話を切った。

優秀な人材確保に向けて福利厚生制度の充実を！

四国自動車企業年金基金が

新	しい	企業	年金	制度				
	を	ご	提案	いた	しま	す		

Point

1 四国自動車企業年金基金の特徴について

- ▶ 当基金は現在、四国内の自動車整備・販売会社が参加する年金制度で、スケールメリットのある制度を目指しています。
- ▶ 当基金の制度は、退職金制度の一部として活用できます。又、外部積立により退職金財源をしっかりと確保し、各事業所様の福利厚生制度の充実が図れます。
- ▶ 掛金は全額損金算入できます。

Point

2 制度内容について

- ▶ 掛金は事業所毎に、「標準報酬月額 2% 」又は「全員一律の定額」から選べます。
- ▶ 加入者個人への給付額は、掛金支払額+利息という解りやすい制度です。
- ▶ 給付は、個人のライフプランに応じて、年金又は一時金を選べます。
- ▶ 厚生年金保険の被保険者は原則として全員加入、事業主もご加入頂きます。

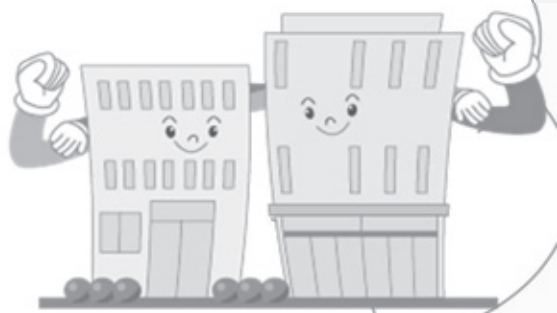
Point

3 給付の安全性について

- ▶ 運用は、保証利率（年 1.25% ）がある生保一般勘定で行います。運用実績に応じてプラスアルファの上乗せ配当が期待できます。

1

当基金は、前身である愛媛県自動車厚生年金基金の加入事業所が中心となって、平成29年6月1日に設立いたしました。新たな制度は四国全域の自動車整備及び販売会社等が広く加入できる制度です。多くの事業所にご加入いただくことで、事業所ごとに制度を運営するより、**スケールメリットが得られ、諸コストの削減が図れます。**



2

当基金は、退職及び死亡時に年金や一時金をお支払します。年金制度は、退職金制度の一部としても活用でき、**退職金原資の平準的・安定的な積立が可能となります。**また、**外部積立により退職金の原資を保全**できる効果も得られます。



3

福利厚生制度の充実が図れることで、後継者や優秀人材の確保及び定着化がはかれるものと期待しています。



加入者は、65歳未満の厚生年金保険の被保険者全員。

- ① 加入者の範囲は、原則として厚生年金保険の被保険者全員（事業主も含む）となります。
- ② 加入者資格の取得日は、次のとおりです。
 - ◆ 加入事業所が四国自動車企業年金基金に参加された日
 - ◆ 新規加入者の入社日
- ③ 加入者資格の喪失日は、次のとおりです。
 - ◆ 加入事業所からの退職日
 - ◆ 加入者の65歳の誕生日の前日
 - ◆ 加入者の死亡日



掛金は、標準報酬月額2%（給与比例）又は、事業所毎に一律の定額（毎月・加入者一人あたり5千円～15千円で千円刻み）をご選択いただけます。従業員のご負担はありません。掛金全額を損金算入することができます。

- ① 給与比例をご採用でも、標準報酬月額は、厚生年金保険の定時改定と同じく4月～6月の平均額を10月～翌年9月まで適用します。（随時改定は行わず、これにより事務負担は軽減されます。）
- ② 掛金の全額を積立てることで、退職時には元本（掛金合計）以上の金額を、お支払いいたします。
- ③ 掛金は事務費掛金（給与比例の場合0.25%。定額では790円）も含めて、全額損金算入することができます。



利息は、0%～3%の範囲で毎年の運用実績に連動して付加されます。

- ① 利息は、運用実績から事務・運用委託会社への手数料を控除した運用利回りを、0%～3%の範囲内で付加します。
- ② 運用は、利率保証がある生保一般勘定を採用することで、積立不足が生じにくく、将来にわたり掛金は基本的に変わりません。（現在の保証利率は年1.25%）



掛金と積立金に対する利息の累計額を、毎年積立てて、退職時にお支払いしますので、個々人の持ち分が明確で解りやすい制度です。

- 掛金と利息の累計額を退職時にお支払いいたします。
- 積立金の合計額は毎年、各事業主の方にご提供します。
(個人別仮想勘定残高)
- 加入3年以上で一時金。同10年以上で年金の受給資格を満たします。
加入3年未満で脱退の方には一時金等お支払できません。



加入期間3年以上で一時金の受給資格を満たします。

- 加入期間3年以上で退職された場合、脱退一時金をお支払いいたします。
- 加入期間3年以上で死亡された場合、遺族一時金をご遺族にお支払いいたします。
- 遺族一時金は、年金の繰下げ期間中に死亡された場合及び年金受給中に死亡された場合※にもお支払いします。
※年金受給中に死亡された場合のお受取り額は、未受取り分の相当額となります。



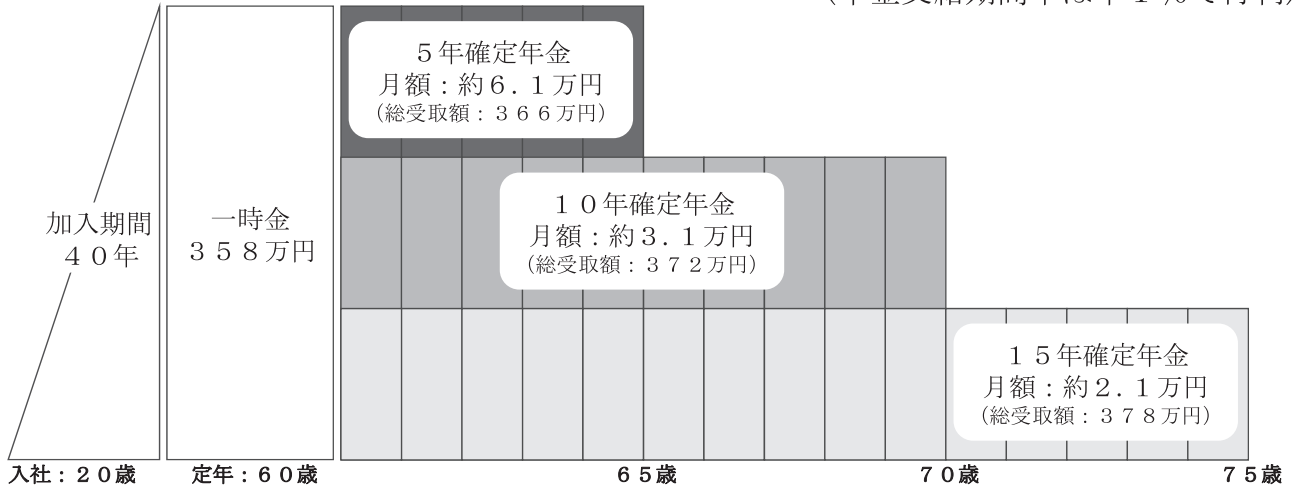
加入期間10年以上で年金の受給資格を満たします。

- 加入期間10年以上で退職された場合、年金又は一時金のどちらでもお受取りができます。
- 年金での受取りを希望された場合、退職時の年齢により支給開始時期が異なります。
 - ◆ 50歳未満の場合、65歳まで支給を繰下げ65歳より支払開始
 - ◆ 50歳以上の場合、50歳～65歳の任意の時期から支給開始
- 年金の支給期間は、5年・10年・15年より選択いただけます。(各々の期間で年金額は変わります。)



(1) 年金・一時金の選択と概算

- 掛金（標準報酬月額：29万円×2%・月額：5,800円）及び利息（1.25%）で40年間加入した場合、退職時の一時金は358万円となります。
- 年金での受取りを選択した場合、5年確定年金ならば月額6.1万円、10年確定年金ならば月額3.1万円、15年確定年金ならば月額2.1万円を受取ることができます。
- (年金支給期間中は年1%で付利)



(2) 受取額の試算

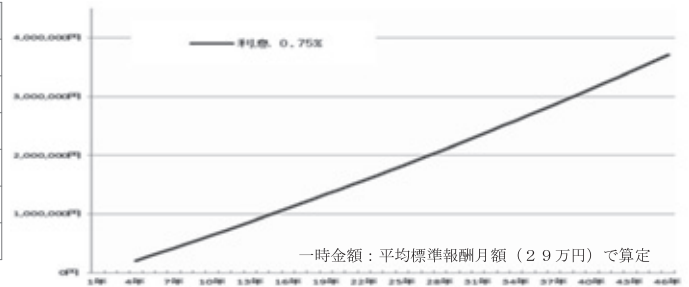
- 一時金は、掛金及び利息の累積額となります。利息は、0%～3%の範囲内で運用実績に応じて変動するため、2ケースの場合を想定して試算いたしました。
- 年金は、一時金を基にして年1%（固定利率）で付利いたします。

ケース① 利息（運用利回り）0.75%の場合

- ◆ 運用利回りは、保証利率の1.25%から手数料として0.5%を控除した0.75%で試算

加入期間	一時金※1	年金(月額)※2
5年	353,259円	---
10年	719,966円	4,309円
15年	1,100,632円	6,588円
20年	1,495,789円	8,953円
30年	2,331,802円	13,957円
40年	3,232,675円	19,349円

※1一時金額は、平均標準報酬月額29万円で算定
 ※2年金額は、15年確定年金（給付利率：1%）で算出

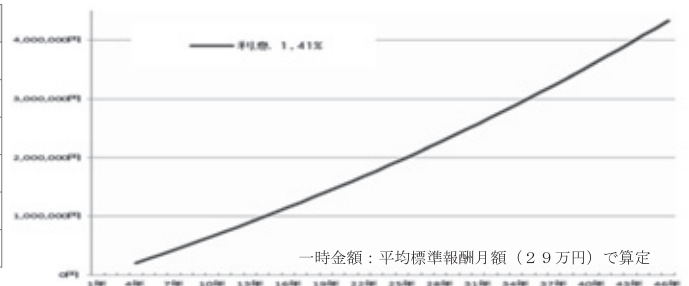


ケース② 利息（運用利回り）1.41%の場合

- ◆ 運用利回りは、保証利率+配当の1.91%から手数料として0.5%を控除した1.41%で試算

加入期間	一時金※1	年金(月額)※2
5年	357,953円	---
10年	741,863円	4,440円
15年	1,153,613円	6,905円
20年	1,595,222円	9,548円
30年	2,576,834円	15,423円
40年	3,705,973円	22,181円

※1一時金額は、平均標準報酬月額29万円で算定
 ※2年金額は、15年確定年金（給付利率：1%）で算出



上記試算は、一定の前提に基づくシミュレーションであり、将来のお受取り額をお約束するものではありません。

➤ 生保一般勘定で運用します

- 生保一般勘定の運用実績は、過去10年平均（年率）で1.76%と、安定した実績となっています。
- 積立金に付利する利息は、生保一般勘定（保証利率1.25%）の運用実績から、手数料（制度管理手数料及び運用手数料：年率0.4%～0.5%程度を想定）を控除した運用利回りで0～3%の範囲となります。

生保一般勘定は年1.25%の利率保証のある運用商品です。

- 保証利率：1.25%の付いた生保一般勘定による運用のため、手数料を控除しても運用利回りがマイナスとなることが少なく、**不足金が発生しづらい制度です。**
- 利息は、運用実績に応じて0%～3%の範囲内で付利いたしますので、加入者への積立金はマイナス運用とはなりません。

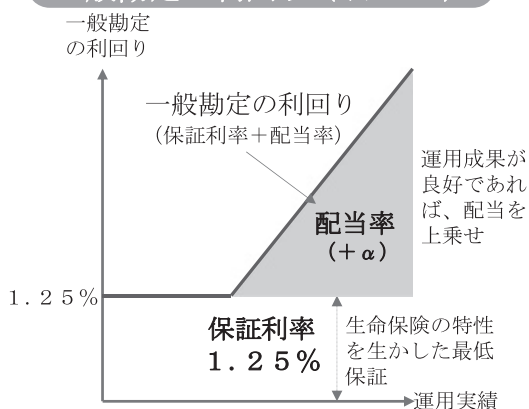
(1) 生保一般勘定の特徴

保証利率 (1.25%)	● 生命保険の特性を生かした最低保証（保証利率：1.25%）があり、市場動向に関わらず、安定した収益が期待できます。※1
配当 (+α)	● 運用成果が良好で剰余金が発生した場合、保証利率：1.25%に配当（+α）を、上乗せいたします。※2

※1 普通保険約款の規定に基づき、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、契約締結の際、予見し得ない事情の変更等により特に必要と認められた場合には、予定利率（保証利率）の水準を変更することがあります。

※2 配当は年度末決算時に団体年金区分の剰余がある場合にその範囲内で配当を実施、かつ、総代会で決定されます。

一般勘定の利回り（イメージ）



一般勘定の利回り推移（日本生命）

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
一般勘定の利回り (配当率)	2.52 (1.27)	2.10 (0.85)	1.38 (0.13)	1.70 (0.45)	1.67 (0.42)	1.37 (0.12)	1.69 (0.44)	2.04 (0.79)	2.54 (1.29)

	2015年度	2016年度	2017年度	3年平均 2015年度～ 2017年度	5年平均 2013年度～ 2017年度	7年平均 2011年度～ 2017年度	10年平均 2008年度～ 2017年度
一般勘定の利回り (配当率)	2.09 (0.84)	1.58 (0.33)	1.53 (0.28)	1.73 (0.48)	1.96 (0.71)	1.83 (0.58)	1.76 (0.51)

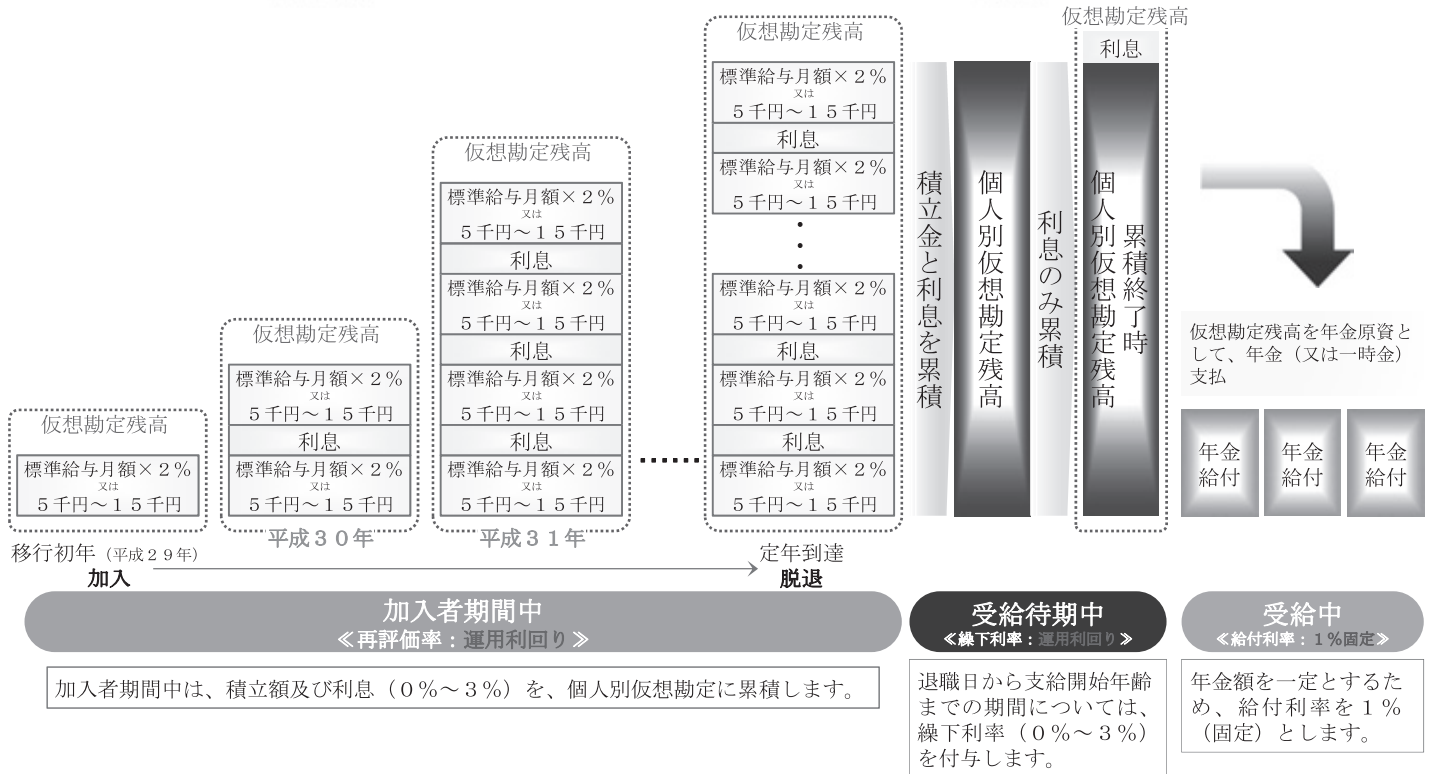
※上記の一般勘定の利回りは過去の実績値であり、将来の利回りをお約束するものではありません。

(2) 利息は9月末残高をもとに付利いたします。

- 運用利回り（保証利率1.25%+配当-制度管理手数料-運用手数料）は、生保決算結果にもとづき決定し10月から翌年9月まで適用します。
- 利息は、毎年9月末の個人別仮想勘定残高に運用利回りを乗じて計算します。
なお、制度設立当初は運用実績がないため利息は付与されず、平成30年10月より利息付与を開始します。また、期途中は月割り（運用実績÷12）の利息を付与いたします。

(1) 元利合計給付制度（キャッシュバランスプラン）とは

- **元利合計給付制度（キャッシュバランスプラン）**とは、**掛金**（標準報酬月額×2%・5千円～15千円）と**利息**（運用利回りに連動）を積立て、退職時にその累積額を一時金（又は年金）でお支払いする制度です。
- 元利合計を管理するため仮想的に個人勘定（**仮想勘定残高**）を設定します。個々人の仮想勘定残高が個々人の給付額となり、仮想勘定残高の合計が基金全体の債務となります。



(2) 事務費掛金は基金掛金とは別に事業主にご負担いただきます。

- **事務費掛金**は、給与比例ならば「標準報酬月額×0.25%」・「定額ならば一律790円」で計算し、全額事業主のご負担となります。
- 事務費掛金：事業を管理・運営するために必要とする費用を賄うための掛金であり、事務局の役職員の給与や諸手当、旅費、事務所経費、代議員会・理事会開催のための会議費などにあてられます。
- 事業主のご負担は、給与比例ならば基金掛金2%と事務費0.25%の合計2.25%となります。なお、ご負担頂いた掛金は、全額**損金算入**することができます。

項目	給与比例	定額
基金掛金	2%	5,000～15,000円
標準掛金	2%	5,000～15,000円
特別掛金	---	---
基金事務費	0.25%	790円
合計	2.25%	5,790～15,790円

※5年ごとの掛金の見直し（再計算）により、変更される場合があります。



当基金からのお願い（同意書の提出をお願いいたします）

企業年金基金への加入には、事業主及び加入員の皆様の『同意』が必要であり、当基金宛に**同意書**のご提出をお願い申し上げます。

- ① 労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意が必要です。
被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意。
過半数で組織する労働組合が無い場合は被用者年金（厚生年金等）被保険者の過半数を代表する者の同意（事業所ごとに同意を取得する必要があります。）が必要です。
- ② 「労働組合の状況」又は「加入員の過半数を代表する者」の証明は事業主が行います。

お気軽に
お問い合わせ
ください。



お問い合わせ先

四国自動車企業年金基金

〒791-0054

愛媛県松山市空港通6丁目10-1

電話 089-909-3750

FAX 089-909-3751

「会員名簿作成にあたり」

平成31年度会員名簿作成にあたり、変更等ございましたら下記に記入のうえ、7月31日(水)までに振興会宛にFAX(089-956-2188)にて返信していただきますようお願い申し上げます。
(ご連絡のない場合は、前回の内容のままで作成させていただきます。)

会員名簿変更内容			
事業場名称		認証番号	70-
代表者氏名			
〒	(-)	指定番号	四運指第 号
所在地			
T E L	- -	F A X	- -

FAX 089-956-2188

※運輸支局へ届出をしているもの限り変更いたします。

※変更等、届出をしていない事業場は、早急に届出をお願いいたします。

スキャンツール活用事業場認定制度がスタートしました

平成25年4月1日よりスキャンツール活用事業場認定〔コンピューター・システム診断認定店〕の申請が始まります。認定事業場には下記ツール（のぼり、卓上盾、看板）の掲示が可能となり、お客様に事業場をアピールするツールとして、ご活用いただけます。



のぼり (W600mm×H1,800mm)
2枚一組、竿無し 1,905円 (税抜)



卓上盾 (W180mm×H240mm)
2,857円 (税抜)



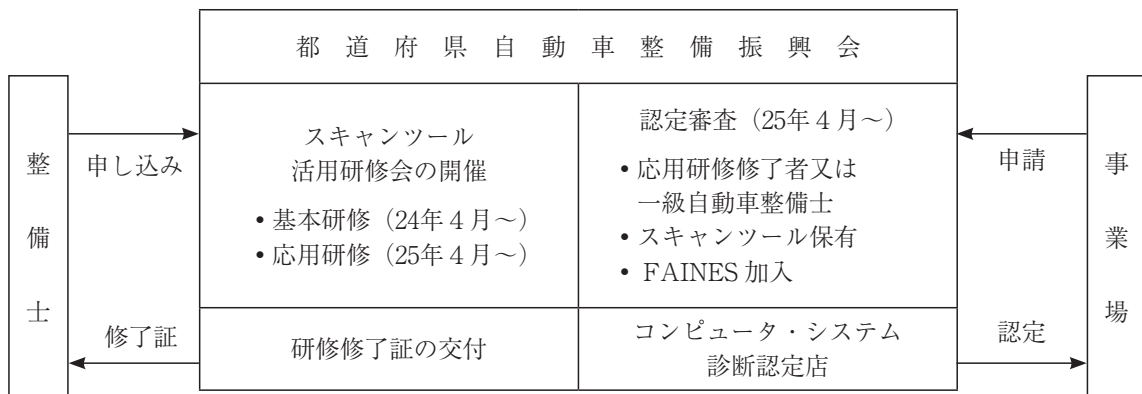
看板 (W600mm×H498mm)
4,333円 (税抜)

- 認定要件**
- ① スキャンツール応用研修修了者
又は、一級小型自動車整備士が1名以上勤務していること。
 - ② スキャンツールを保有していること。
(J-OBD II対応、DTCの読み取り・消去、作業サポート、フリーズフレームデータ、データモニター、アクティブテストの機能を有するもの。)
 - ③ FAINES 通常会員に加入していること。
 - ④ 振興会会員であること。
 - ⑤ 上記ツール（のぼり、卓上盾、看板）のどれか一つ以上の購入

申請に必要なもの

- ・ 申請用紙⇒ホームページ又は、次ページをコピーしてください。
 - ・ スキャンツールの写真
 - ・ 応用研修修了証又は一級小型自動車整備士の合格証の写し（コピー）
- * 認定には数日お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

スキャンツール活用事業場認定制度フローチャート



スキャンツール活用事業場認定申請書

【コンピューター・システム診断認定店】

令和 年 月 日

住所 電話番号
 認証番号
 事業場名 ㊤ FAINES 会員番号

1. 応用研修修了者又は一級整備士【応用研修修了証又は一級整備士合格証書のコピーが必要となります。】

応用研修修了者又は一級整備士 氏名	応用研修修了証番号又は一級整備士合格証 番号
----------------------	---------------------------

2. 保有スキャンツール【写真が必要となります。】

メーカー名	機種名	シリアル NO
-------	-----	---------

保有する機能に○をつけてください。

J - OBD II 対応		データモニター		フリーズフレームデーター	
DTC 読み取り・消去		作業サポート		アクティブテスト	

3. 認定ツール【1つ以上の購入が必要となります。】

看板 (N43720024) 4,333円 (税抜)	卓上盾 (N43710024) 2,857円 (税抜)	のぼり旗 (N43730024) 1,905円 (税抜)
枚	枚	(2枚一組・竿なし (注)) セット

* ツール代金は後日、商品と引き換えさせていただきます。

* 振興会記入欄

振興会認定日 令和 年 月 日	備考
--------------------	----

愛媛県自動車整備振興会

技術相談窓口相談ルール厳守のお願い 並びに厳守事項と依頼書の一部変更について

平成29年9月1日に各ディーラー技術相談窓口担当者と振興会技術委員会委員による「技術相談窓口担当者意見交換会」を開催しました。

その際、各ディーラー相談窓口の実態と要望を伺ったところ、次の通り現状は、各担当者から同じような実態と要望がありましたので、再度次ページの『技術相談にあたっての厳守事項』を確認のうえ、相談をお願いします。

今回、『技術相談にあたっての厳守事項』と『整備技術相談依頼書』の一部変更しましたので、併せてお知らせします。なお、アンダーライン部分が変更箇所となります。

各ディーラー技術相談窓口の現状

・FAXなしで電話での問い合わせが非常に多い。

→回答するための資料などが準備できないため、回答に時間がかかってしまいます。また、車両情報がなければ装備などもわからないため、どこを確認すればいいかの範囲が広がってしまいます。

・現車の点検、確認等を行わず、症状だけで答えを聞いてくる。

→担当者が実車を確認しているわけではないので、不具合部位の推定範囲を小さくするために、点検内容や問診内容が重要になります。その情報が少ないほど推定範囲は広がります。車の部品個数は約5万にもなります。その中から少しでも推定範囲を小さくしたいものです。

・相談時間外（昼休みや夜の業務時間外など）に問い合わせがある。

・問い合わせ者の都合で時間をせかされる。

→担当者の業務は相談窓口の対応ではありません。自社の仕事を行いながら平行して相談にのっていただいております。同時に行う業務も多数あります。時には出張もあります。相談者の先にお客様が待っているのも知っています。相談者には相談者の、担当者には担当者の都合があります。相談者、担当者、どちらも少しでも円満に話がすすむように、また、ユーザーにご不便をかけないためにも、ルールを守りましょう！

厳守事項

FAX前に担当者にFAXを送る事を電話で伝え、FAXを送る。

FAXが届かない場合は、相談に応じません。

* 相談後は、結果を報告しましょう！ 担当者も人間です。相談ルールを守り、結果の報告があれば、次回も丁寧に相談にのっていただけると嬉しいです！

必ず守ってください！

技術相談にあたっての厳守事項

厳守事項を守らない方は、技術相談に応じられません。

1. 事前に相談窓口担当者に電話し、これから『技術相談依頼書』（別紙）をFAXすることを伝えます。その際に **社名、担当者名** を申し出てください。FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。
2. 事前に **基本点検、ダイアグ診断** 等を備え付けの整備マニュアルや技術資料又はF A I N E S（ファイネス：整備情報システム）で確認して点検を行い、『技術相談依頼書』に必要事項（点検結果等）をもれなく記入し、相談窓口担当者にFAXしてください。
3. 相談は、上記2. で基本点検、ダイアグ診断等を行った、整備主任者、2級整備士で **技術に関して詳しい方** が行ってください。
4. 相談時間帯は、**午前10時～午後4時** までとし、昼食時（12時～13時）は避けること。
5. 相談内容は、原則として **15分以内** で行うこととします。
6. 担当者が休みの場合があります。予めご了承ください。
7. 取扱車種以外の相談、質問はしないでください。
8. **タイミングベルト** 及び **セキュリティー関係**（イモビライザ、スマートキー等）の相談は **お断りします**。（タイミングベルトは、商工組合でマニュアルをお買い求めいただくか、F A I N E Sにご加入ください。）
9. 諸元・基準値及び整備料金に関する相談は、お断りします。
10. フリーダイヤルでの技術相談はお断りします。
11. 整備マニュアル等自動車メーカーの著作物をコピー、FAXすることは自動車メーカーの著作権を侵害する恐れがありますので、相談に当たって、これらを要求することは厳に慎んでください。
12. 相談後は、相談窓口担当者に結果報告とお礼のFAXをしてください。

様

整備技術相談依頼書

問い合わせ日	令和 年 月 日	FAINES加入状況	加入済み・未加入
事業場名		担当者名	
		認証番号	70-
TEL		FAX	

車種名		初度登録年月		エンジン型式	
型式		型式指定		類別区分	
車台番号				走行距離	
コーションプレートフル型式					

相談内容（症状、トラブル相談、希望資料等、できるだけ具体的に記入）

いつ、どんなとき 発生するか	始動時 アイドリング時	冷間時 加速時	暖気途中 一定速時	暖機後 減速時	常時 他	時々	警告灯の状態 (時々・常時) 点灯・点灯せず
症状：							

確認・点検実施内容

基本点検結果（	）
自己診断結果（	）
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

結果報告書

結果報告日	令和 年 月 日
結果報告内容	
.....	

(注) FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。

インターネットを利用して自動車整備に必要な情報をゲット！！



FAINESでできること

- メーカーのマニュアルが直接閲覧できる。
- 故障整備事例&アドバイス情報を入手できる。
- 各車種の主要諸元値、点検基準値、標準作業点数が確認できる。
- リコール情報が入手できる。
- e t c



入会金（初回のみ）12,000円

基本料金（月額） 1,500円 （3カ月毎の引き落とし）

FAINES に関するお問合せは、自動車整備振興会技術・教育課まで。

※ 表示金額は全て消費税抜きの金額です



V.
整備技術
関係情報



FAS技術相談NEWS

当該技術相談は(一社)福岡県自動車整備振興会のご協力により情報提供を受けたものです。

「スキャンツールを接続すると不具合が改善」

平成17年式のトヨタ・ハイエース（車両型式KR-KDH200V、走行距離170,000km）で、走行中にコンビネーション・メータ内の水温計の針が勝手に下がるという相談を受けた。

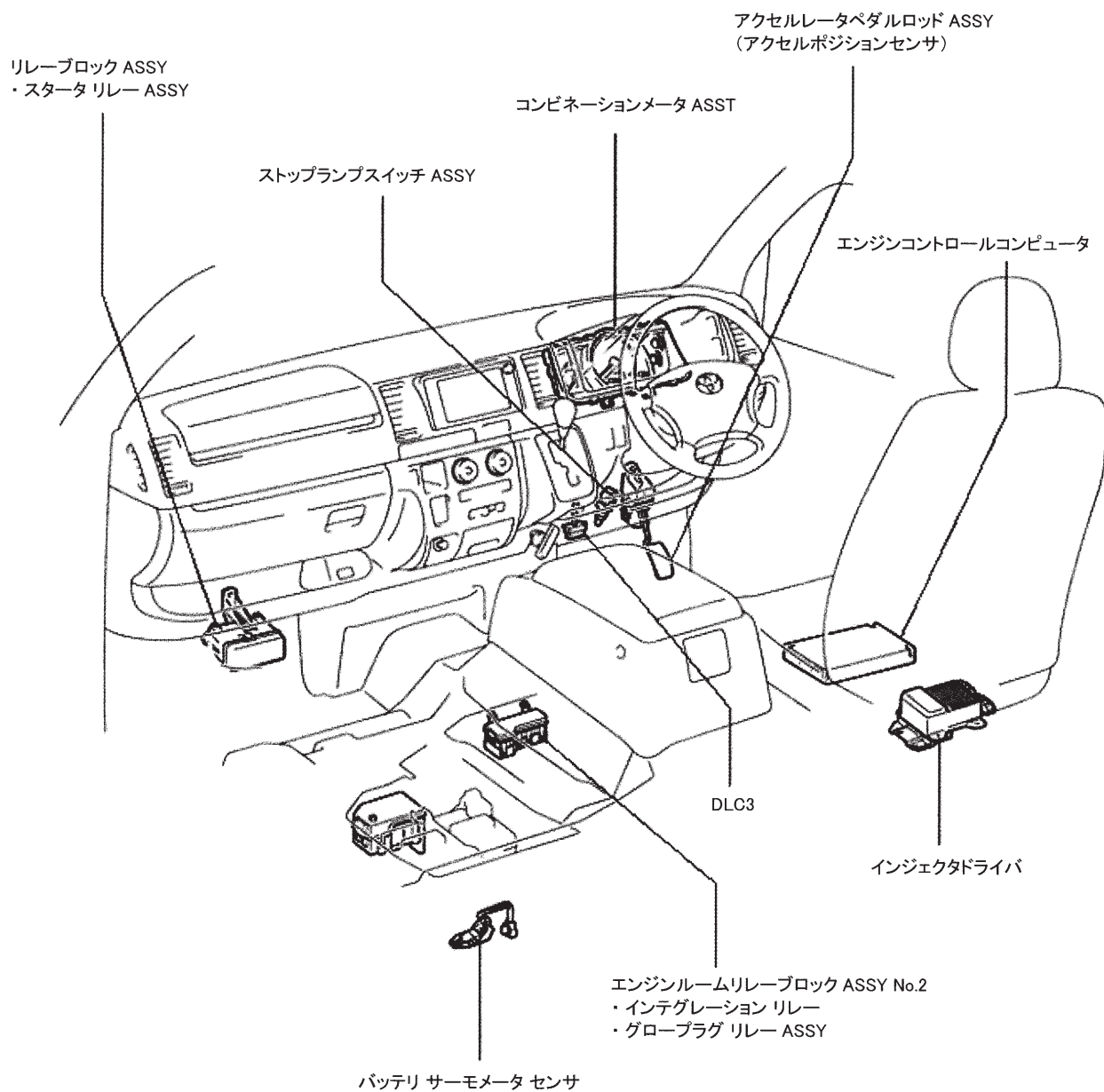
症状を詳しく確認すると、エンジン暖機後の発進時や坂道走行中に水温計の針が下がる症状が発生し易く、アイドリングや一定速度で走行しているときは問題ない。また、点検のためスキャンツール（外部診断器）を車両側のDLC（データ・リンク・カプラ）に接続すると水温計が正常になり不具合が改善されるが、スキャンツールを切り離すと再発する。このときDTC（ダイアグノーシス・トラブル・コード）は正常ということだった。

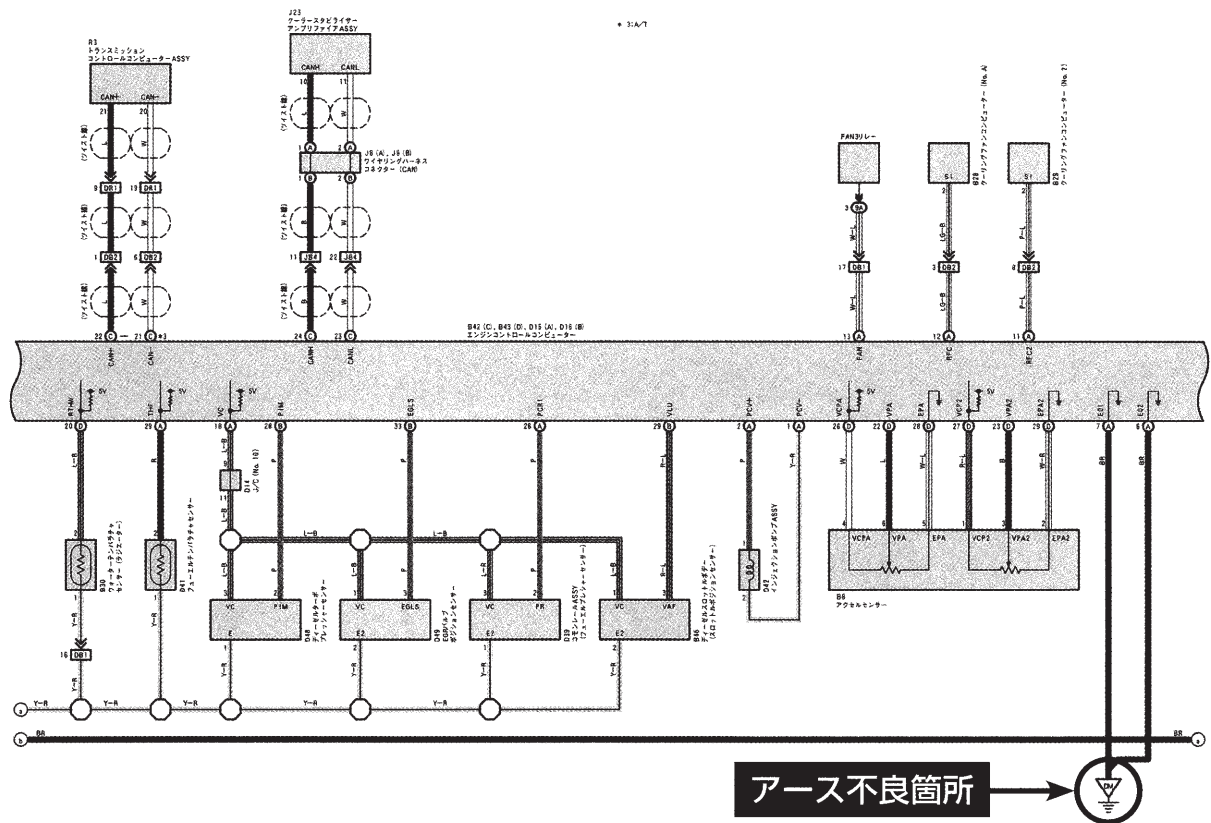
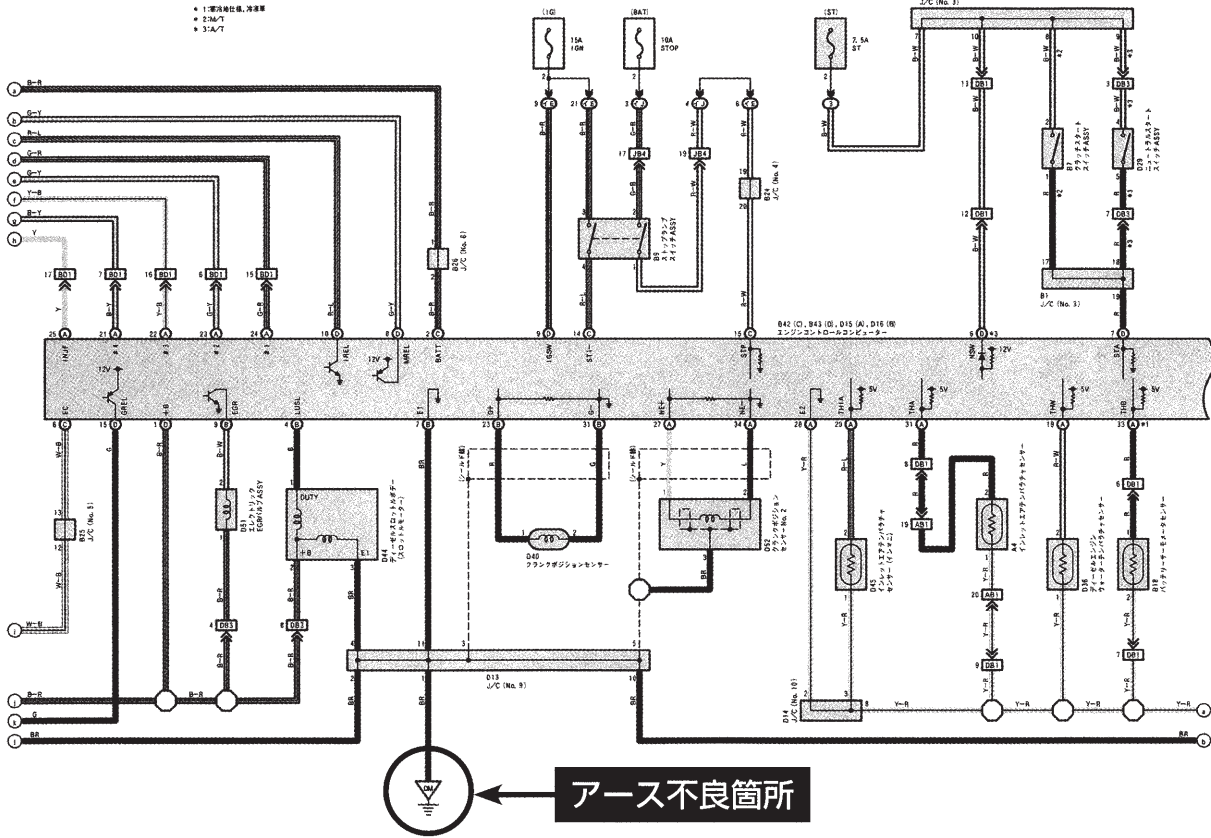


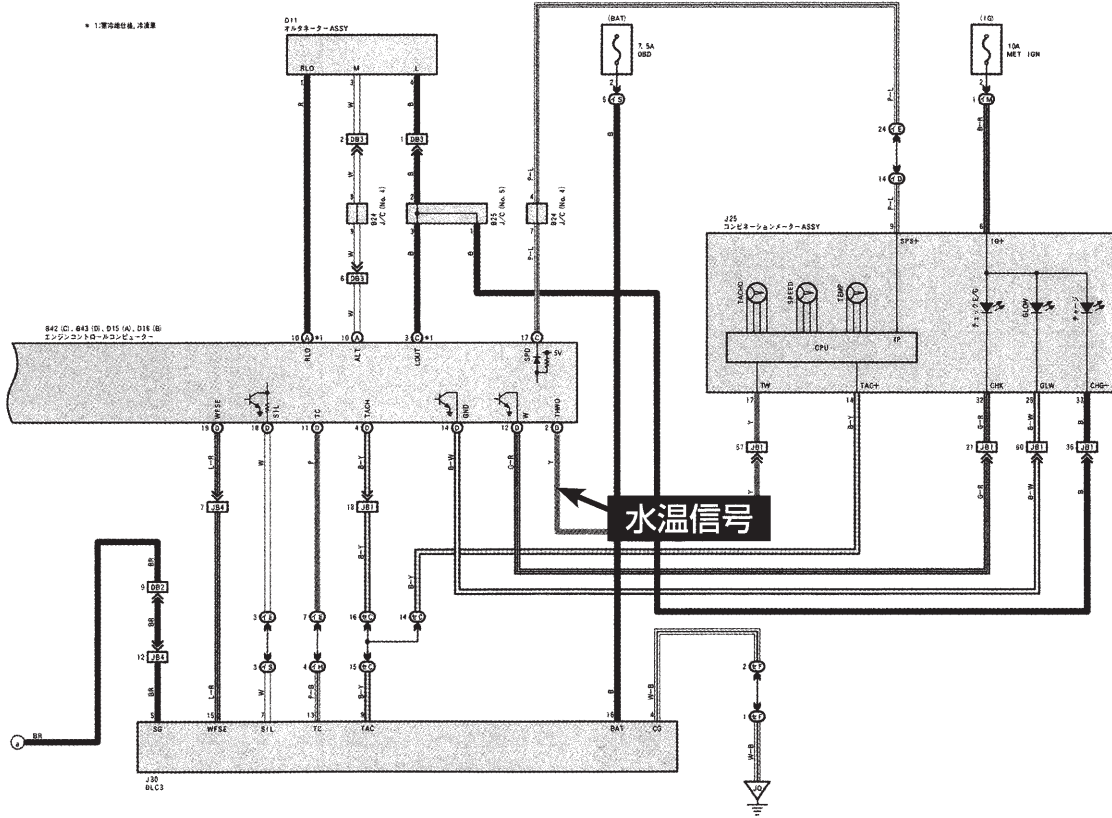
相談内容からアース不良に関連するトラブルが考えられると判断しFAINESを活用しコンビネーション・メータの電源及びアース回路の点検をしてもらったが正常だった。サービスマニュアルを確認すると、水温計の制御はエンジン・コンピュータからメータ・コンピュータに入力される水温センサの信号を基に行われていた。入力信号の点検をするためスキャンツールを接続するが不具合が改善されエンジン・コンピュータのデータ・モニタを確認しても水温の値は正常で点検が困難な状況だった。エンジン制御系のトラブルも考えられるためエンジン・コンピュータの電源及びアース回路の点検をもらうとコンピュータのアース不良が見つかった。確認するとコンピュータのアースと繋がっているアース・ポイント（エンジン本体側）のネジが緩んでいたのを締め直すと正常になり作業を終えたということだった。この車両は以前にインジェクタの交換作業を行っておりその際にアース・ポイントのネジを外していたことが分かった。

今回は、走行時エンジン負荷が掛かったときにエンジンの傾きでアース・ポイントの接触不良が発生してそれが原因でエンジン・コンピュータからメータへ正常な水温信号が入力されず不具合が発生していたと考えられる。また、スキャンツールを接続した際にDLCカプラ部を介してコンピュータのアース回路が成立し正常になっていたと考えられる。アース回路の点検方法はボデー・アースとの導通やアース端子の電圧を測定し0Vの確認作業等があり確実に点検を行う必要がある。そこの判断を誤るとコンピュータ交換等高額な部品代がかかってしまうケースもあるので十分注意して点検していただきたい。

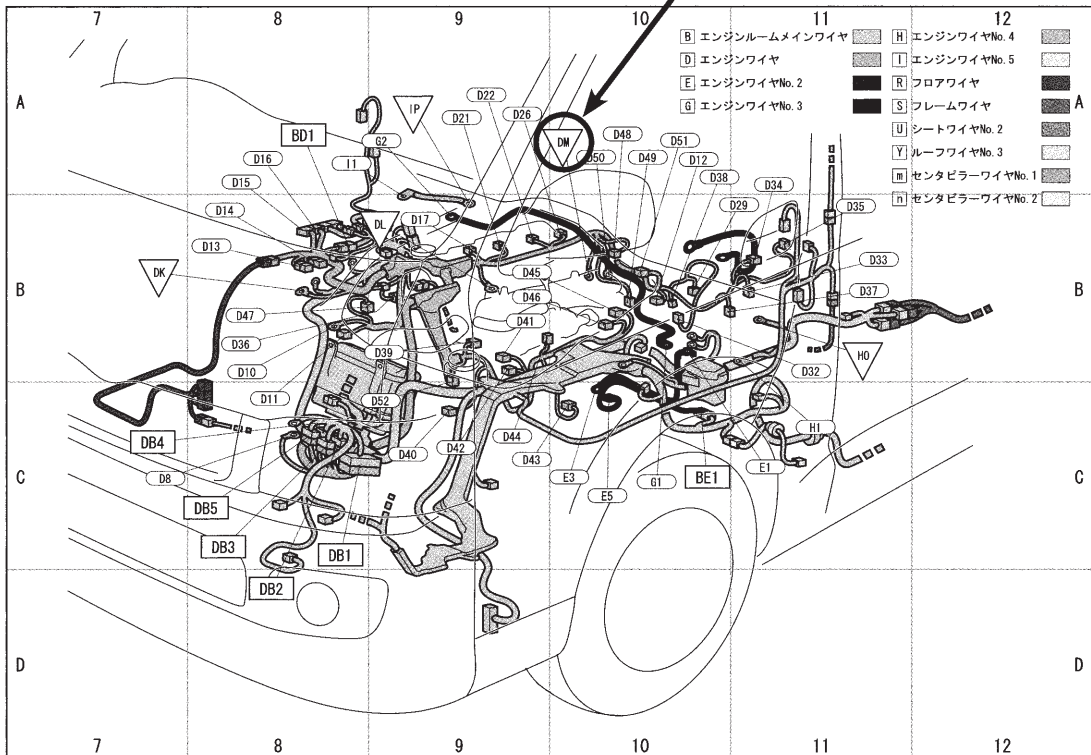
〈 参考資料 〉







アースポイント
(不具合箇所)



街頭検査実施結果のお知らせ

愛媛運輸支局、警察、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び振興会支部会員の皆様方のご協力により街頭検査を実施し、整備不良車、違法改造車の排除と「自動車の保守管理責任の啓蒙と点検整備の重要性、必要性等」の指導を行いましたので、下記の通りご報告いたします。

・ ・ お疲れ様でした ・ ・

実施日時 令和元年6月18日（火） 13時30分～15時30分
実施場所 上浮穴郡久万高原町露峰 国道33号 久万検問所
協力支部 中予支部
出動人数 国土交通省2名、警察5名、自動車機構1名、
振興会会員9名、振興会事務局1名

合計出動人数 18名

検査車両数 72台
不良車両数 4台 ……………不良車両数の割合5.6%

整備命令交付車両数 1台

検査証有効期間切れ車両数 0台

定期点検整備未実施件数 18件…………未実施車両数の割合25.0%
特種車両警告書件数 0件
整備不良車両関係（口頭警告件数） 3件 車両法第54条
整備不良車両関係（命令交付件数） 0件 車両法第54条
不正改造車両関係（口頭警告件数） 0件 車両法第54条の2
不正改造車両関係（命令交付件数） 1件 車両法第54条の2

装置別の保安基準不適合箇所数内容

- 電気・灯火類 3件
- 走行装置 1件

※合計不良箇所件数 4件





令和元年度 検査台数報告

(令和元年5月分)

登録自動車

令和元年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
5月	411	550	14,517	2,106	14,928	2,656	30,176	5,454
対前年同月比	101.7%	94.8%	97.4%	103.6%	97.5%	101.6%	105.0%	105.3%
前年同月	404	580	14,910	2,033	15,314	2,613	28,743	5,181

軽自動車

令和元年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
5月	516	317	13,730	2,811	14,246	3,128	28,730	6,514
対前年同月比	105.1%	97.5%	101.8%	99.8%	101.9%	99.6%	108.1%	103.0%
前年同月	491	325	13,487	2,816	13,978	3,141	26,585	6,323

登録車・軽

令和元年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
5月	927	867	28,247	4,917	29,174	5,784	58,906	11,968
対前年同月比	103.6%	95.8%	99.5%	101.4%	99.6%	100.5%	106.5%	104.0%
前年同月	895	905	28,397	4,849	29,292	5,754	55,328	11,504

令和元年5月の

四国の自動車保有台数と販売状況（速報）

四国運輸局

		徳 島	香 川	愛 媛	高 知	計			
検 査 自 動 車	前年同月末車両数	314,480	402,256	489,925	253,799	1,460,460			
	前月 末 車 両 数	314,221	402,346	489,378	253,133	1,459,078			
	登 録 自 動 車	新 規 登 録	新 車	前 月	1,381	1,728	2,145	1,071	6,325
				当 月	1,398	1,800	2,274	1,202	6,674
				前月比	101.2	104.2	106.0	112.2	105.5
		中 古	前 月	508	743	789	364	2,404	
			当 月	451	599	654	350	2,054	
			前月比	88.8	80.6	82.9	96.2	85.4	
		計	前 月	1,889	2,471	2,934	1,435	8,729	
			当 月	1,849	2,399	2,928	1,552	8,728	
			前月比	97.9	97.1	99.8	108.2	100.0	
	抹 消 登 録	1,861	2,207	2,662	1,275	8,005			
	管 轄 変 更 (入)	629	1,134	1,230	385	3,378			
	管 轄 変 更 (出)	828	1,317	1,320	732	4,197			
	小 型 二 輪 車 増 減	30	51	68	55	204			
	当 月 末 車 両 数	314,040	402,406	489,622	253,118	1,459,186			
	対 前 年 同 月 比	99.9	100.0	99.9	99.7	99.9			
対 前 月 比	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0				
軽 自 動 車	前年同月末車両数	308,244	386,382	532,299	311,282	1,538,207			
	前月 末 車 両 数	308,714	388,636	534,941	311,330	1,543,621			
	検 査 対 象 軽 自 動 車	届 出	新 車	前 月	1,266	1,764	2,076	1,346	6,452
				当 月	1,230	1,664	2,140	1,368	6,402
				前月比	97.2	94.3	103.1	101.6	99.2
		中 古	前 月	950	950	1,359	954	4,213	
			当 月	548	587	833	556	2,524	
			前月比	57.7	61.8	61.3	58.3	59.9	
		計	前 月	2,216	2,714	3,435	2,300	10,665	
			当 月	1,778	2,251	2,973	1,924	8,926	
			前月比	80.2	82.9	86.6	83.7	83.7	
	検 査 証 返 納	1,200	1,415	2,045	1,078	5,738			
	転 入 ・ 転 出	80	8	124	-91	121			
	軽 二 輪 車 増 減	47	69	78	47	241			
	当 月 末 車 両 数	309,419	389,549	536,071	312,132	1,547,171			
	対 前 年 同 月 比	100.4	100.8	100.7	100.3	100.6			
	対 前 月 比	100.2	100.2	100.2	100.3	100.2			
総 合 計	前年同月末車両数	622,724	788,638	1,022,224	565,081	2,998,667			
	前月 末 車 両 数	622,935	790,982	1,024,319	564,463	3,002,699			
	当 月 末 車 両 数	623,459	791,955	1,025,693	565,250	3,006,357			
	対 前 年 同 月 比	100.12	100.42	100.34	100.03	100.26			
	対 前 月 比	100.08	100.12	100.13	100.14	100.12			

小型二輪車増減欄は、当月の小型二輪車の増減車両数の差引値

検査対象軽自動車の転入・転出欄は、当月の検査対象軽自動車の転入・転出による増減車両数の差引値

軽二輪車増減欄は、当月の軽二輪車の転入・転出による増減車両数を除いた増減車両数の差引値（速報値）

総合計の対前年同月比及び対前月比は、変化が小さいため小数点以下第2位まで算出している